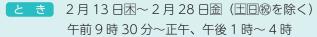
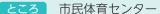
## よくある質問

- ・申告する場合は、年末調整を受けた給与所得も申告が必要です。 源泉徴収票に変更がない時も 16 歳以下の扶養親族は省略しないでください。
- ・医療費控除の明細書を作成していないと受付できません。領収書は各自で5年間保管してください。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方でも、申告する場合は、すべての寄附金を申告してください。

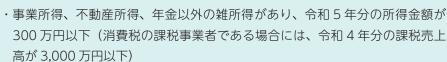
# 税理士による 無料税務相談所 完全予約制





対 象 次のいずれかに該当する方

・相談内容が簡易な給与所得者、年金受給者



※譲渡所得、山林所得、住宅借入金特別控除(1年目)、暗号資産、為替差益、 国外扶養の追加、贈与税、消費税、相続税の申告相談は、豊橋税務署へ

**申∪込み** 希望日前日(田回劔を除く)午後5時までに QR コードまたは電話で税務課へ。 ※電話での予約は大変混雑するため、インターネットをご利用ください。



#### e-Taxまたは郵送

スマホやパソコンから国税庁ホームページで確 定申告書を作成し、e-Tax または郵送で豊橋税務 署 (〒 440-8504 豊橋市大国町 111) へ。

問合先 e-Tax ヘルプデスク(🐧 0570-01-5901)





### 税務署

要整理券

とき 2月17日月~3月17日月 (田田劔を除く、3月2日田は開場)

ところ 豊橋税務署

#### 整理券

- ・国税庁 LINE 公式アカウントでの事前発行
- ・豊橋税務署での当日配布

問合先 豊橋税務署

( 0532-52-6201)



国税庁 LINE 公式アカウント